

**長崎県リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第1項に規定する  
認定品目及び製品認定基準（その他のリサイクル製品）**

（平成20年4月1日制定）

（平成21年3月 日改正）

長崎県リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第1項第2号のその他のリサイクル製品に係る認定品目及び製品認定基準について、以下のとおり定める。

第1 認定品目は、建設資材以外の製品とする。

第2 認定品目ごとの製品認定基準は、別表に掲げるとおりとする。

第3 この製品認定基準で使用する用語の例は、次のとおりとする。

(1) 溶出量基準 群

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）（農用地、米及びアルキル水銀に係る基準を除く。）

(2) 溶出量基準 群

溶出量基準 群のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素に係る基準

第4 この製品認定基準で用いる規格等については、その最新版（追補を含む。）を適用する。

第5 工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95条）により改正された工業標準化法に基づき、主務大臣の登録を受けた認証機関により受けた製品認証は、この認定基準において、改正前の工業標準化法により受けた認定と同等とみなす。

## 別表

区 分	基 準
品質性能	<p>1 次のいずれかの基準に適合又は準拠していること。</p> <p>ア 日本工業規格（JIS）</p> <p>イ 日本農林規格（JAS）</p> <p>ウ エコマーク認定基準</p> <p>エ 建築工事標準仕様書 （官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係官庁連絡会議作成）</p> <p>オ 長崎県土木工事共通仕様書</p> <p>カ その他当該製品の品質基準等で知事が適当と認めるもの</p>
再生資源の含有率	<p>1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める含有率の基準を満たしていること。ただし、エコマーク商品認定基準で定める含有率の基準が、県が策定した環境物品等調達方針（以下「調達方針」という。）に定める含有率の基準を下回る場合を除く。</p> <p>2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって、調達方針に含有率の定めがある製品、及びエコマーク商品認定基準で定める含有率の基準が調達方針の含有率の基準を下回る製品については、調達方針の含有率の基準を満たしていること。</p> <p>3 エコマーク商品認定基準及び調達方針のいずれにも定めのない製品並びにその他知事が特に循環資源の利用促進及び環境への低減に資すると認める品目については、認定委員会において適当と認める循環資源の含有率の基準を満たしていること。</p> <p>4 上記基準は、調達方針に含有率の定めがない場合であって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条に基づく基本方針（以下「国の基本方針」という。）に含有率の定めがある場合には、「調達方針」を「国の基本方針」と読み替えて適用する。</p>
環境安全性	<p>1 再生資源として特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を使用していないこと。</p> <p>2 原則として製品又は再生資源が溶出量基準 群に適合すること。</p> <p>3 再生資源としてダイオキシン類を含む可能性があるものは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の土壤の汚染に係る環境基準に適合していること。</p>

## \* 特別管理一般廃棄物

- ・PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等

## \* 特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物）等